

はやむを得ないものと考えています。

しかしながら、再稼働に当たっては、福島の事故を

十分検証し、国が責任を持つて原子力発電の安全性を示し、万全の安全対策と危機管理体制のもとで行われるべきであると考えています。

また、原子力発電所の運転、点検等については、「核

原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」や「電気事業法」により定められており、原子力発電所の運転再開には国の審査が必要ですが、地元自治体の同意は必要ないとされています。しかし、四国電力株式会社では、道義的な考

えから、立地自治体として愛媛県と伊方町から安全確認の同意を得るとされています。

郷土芸能の育成

現状と支援について

答

特に近年においては、少子・高齢化や過疎化の急速な進展により、後継者不足が大きな問題になつております。郷土芸能をどのよう

うに守り、育て、継承していくかが大きな課題となっています。

このような状況の中、本市においては県指定文化財である藤繩神楽保存会はじめ山鳥坂鎮繩神楽保存会、大谷文楽保存会など10団体の活動に対しても、交付し、団体の活動や後継者育成の支援を行っています。

柔道については、他のスポーツと比べると危険性が高く、ひとつ間違えば命にかかるような事故につながるとの指摘もされています。そのため、文部科学省も、3月9日に「武道必修化に伴う柔道の安全管理の徹底について」という通知を各都道府県の教育長宛に出したところです。

その概要是、「指導者、指導計画、施設設備や用具、事故が発生した場合の対応」についての4項目で、各学

えたとき、広域的な調整機能を有する愛媛県が、県民の安心・安全に責任を持つ立場から、大洲市を含めて周辺市町の意見を集約しています。

が、安全確認を進めながら、安全確認を進めています。これが妥当であると考えています。

*UPZ：緊急防護措置計画範囲。原発施設から概ね30キロメートル。

れる場合には、平成22年度に市が創設した魅力ある地域づくりを目指す「がんばるひと応援事業」をはじめ、伝統芸能保存会活動を支援する「うるおいの里事業」や財団法人自治総合センターが創設している「宝くじ助成事業」など有利な補助制度の活用についても助言を行うなど、保存継承の側面的な支援にも取り組んでいます。

郷土芸能発表の場の提供としては、市文化協会の各支部が開催される芸能発表会や毎年11月3日に「大洲まつり実行委員会」が主催される「お祭り村広場」での「郷土芸能まつり」などがありますが、市が主催する成人式においても、新成人に郷土芸能を紹介しています。

柔道や柔道などの授業が行われることとなっています。実施される中学校学習指導要領において、武道が必修化され、体育の時間に剣道や柔道などの授業が行われることとなっています。

柔道の授業を実施予定の全ての中学校に対し、チェックリストを用いて、この4項目について平成24年4月27日の時点で確認し、5月31日までに報告するよう都道府県教育委員会に求めています。



中学校の武道必修

事故防止について

答

平成24年4月から完全に実施される中学校学習指導要領において、武道が必修化され、体育の時間に剣道や柔道などの授業が行われることとなっています。

大洲市内の9つの中学校においては、7校が剣道を、1校が柔道を、残る1校が柔道を履修するという選択をしていました。

大洲市も*UPZに該当することになります。市としては、影響範囲が広域的になる原子力災害の性質や高度な専門性を必要とする分野であることを考

えから、立地自治体として愛媛県と伊方町から安全確認の同意を得るとされています。

今後においても、郷土芸能保存団体の活動や後継者育成に係る取り組みへの支援を継続するとともに、活動状況等の把握を行い、各種イベント等での発表の場づくりに努めていきたいと考えています。

また、用具の調達や修理など多額の経費を必要とさ

れています。しかしながら、再稼働に当たっては、福島の事故を十分検証し、国が責任を持つて原子力発電の安全性を示し、万全の安全対策と危機管理体制のもとで行われるべきであると考えています。

また、原子力発電所の運転、点検等については、「核

校とともに、設置者において確認することとなつておらず、全てが満たされた上で、柔道の授業を実施し、条件が満たされていない項目が発見された場合には、当面柔道の授業の開始を遅らせ、早急に条件整備を進めるなど、適切な措置が講じられるようになります。